

## 静岡県告示第138号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を津波災害警戒区域に指定する。

令和2年3月6日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 区域

下田市白浜、下田市立野、下田市高馬、下田市中、下田市西中、下田市東中、下田市西本郷一丁目、下田市西本郷二丁目、下田市西本郷三丁目、下田市東本郷一丁目、下田市東本郷二丁目、下田市敷根、下田市一丁目、下田市二丁目、下田市三丁目、下田市四丁目、下田市五丁目、下田市六丁目、下田市武ガ浜、下田市字武ガ浜、下田市外ケ岡、下田市柿崎、下田市吉佐美、下田市須崎、下田市田牛、賀茂郡南伊豆町伊浜（伊浜区・落居区）、賀茂郡南伊豆町子浦（西子浦区・東子浦区）、賀茂郡南伊豆町妻良（妻良区・吉田区）、賀茂郡南伊豆町下賀茂、賀茂郡南伊豆町湊、賀茂郡南伊豆町手石、賀茂郡南伊豆町入間（入間区・中木区）、賀茂郡南伊豆町下流、賀茂郡南伊豆町中木、賀茂郡南伊豆町大瀬、賀茂郡南伊豆町石廊崎、賀茂郡松崎町江奈、賀茂郡松崎町櫻田、賀茂郡松崎町松崎、賀茂郡松崎町宮内、賀茂郡松崎町伏倉、賀茂郡松崎町道部、賀茂郡松崎町岩地、賀茂郡松崎町岩科北側、賀茂郡松崎町岩科南側、賀茂郡松崎町石部及び賀茂郡松崎町雲見の一部の区域（次の図に示す部分に限る。）

### 2 基準水位

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県下田土木事務所、関係市町役場に備え置いて縦覧に供する。）